

【日 時】 令和3年12月24日（金）午前9時30分から午前11時30分まで

【会 場】 新潟市水道局水道研修センター2階研修室

【出席者】 委員長 鈴木 高志（弁護士）
委 員 大野 寛之（公認会計士）
委 員 切替 敦子（公募委員）
委 員 津野 洋子（行政書士）
委 員 富山 栄子（大学院大学教授）
(※委員長を除き五十音順)

(事務局)

只今より、令和3年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます経理課の大野と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料のご確認をお願いいたします。配付資料は、1枚目が次第、2枚目が委員名簿、3枚目が座席表です。それと事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料です。お手元にごございますでしょうか。

あわせて、事務局からお知らせいたします。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっておりますので、会議録を作成する関係から録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

また、公開会議としておりますので、本日は3名の傍聴者の方がお越しでございます。また、報道機関の方には写真撮影も許可させていただいておりますので、あわせてご了承下さい。

それでは、委員の方をご紹介します。

議事の進行をお願いいたします、鈴木委員長でございます。よろしくお願いいたします。

次に、大野委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、津野委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、富山委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、切替委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者を紹介させていただきます。お配りいたしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、担当課長10

名で説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、総務部長の倉元よりあいさつを申し上げます。

(総務部長)

総務部長の倉元です。

委員の皆様におかれましては、本日は師走のお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

当市の水道事業の状況ですけれども、今、老朽化している配水管や浄配水場といった水道施設の更新を、長期的かつ計画的に行わなければならない状況でございます。従いまして、多岐にわたる工事が、かなりの件数、発注していく必要があるわけですが、こういった工事の発注につきましては、その工事の施工はもちろんのこと、工事の施工に至る手続きに関しても、適正化を図ることは大変重要であると思っています。そういった観点から、当委員会の役割というものは、大変重要であり、入札・契約方法について、十分な評価をいただくことが本当に重要なことだと認識しております。

さて、今年度第2回目の今日の委員会ですが、昨年度下半期と今年度上半期に実施した工事の入札・契約状況などを報告させていただいたのちに、切替委員から抽出していただきました10件の工事入札について説明し、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、公共工事における入札・契約制度の透明性・公正性・競争性の確保、それから地元企業の健全な育成・保護のためには、本委員会による契約・入札状況の評価が大変重要であると改めて認識しております。

本日は、委員の皆様から入札結果に対する評価に加え、制度全体について、さまざまな忌憚のないご意見やご助言をいただきたく、何卒よろしく願い申し上げます。簡単ではありますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これより議事に入らせていただきますが、これより先は鈴木委員長に進行をお願いしたいと思います。鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

委員の皆様、本日はご出席いただきましてありがとうございます。

本日の日程は、次第のとおりとなっておりますが、おおむね11時半ころの終了を目途に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、はじめに「発注工事の総括及び落札率の推移について」を事務局からご報告を

お願いいたします。

(事務局)

経理課長の猪飼でございます。

資料1ページの「発注工事総括表」をご覧ください。本日の委員会において、審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和2年度下半期と令和3年度上半期の12か月間に契約した設計金額が税込み250万円を超える工事となっております。

一番上の表は、今回の対象期間中の合計になりますが、201件の工事契約を行っており、当初の契約金額合計は67億2,100万円、落札率の平均は91.32パーセントとなりました。前回の対象期間の落札率が91.88パーセントでしたので、0.56ポイントほど下がっております。これは、指名競争入札で、一部の区の境界付近の工事で、隣接する区の業者を追加指名したことにより、より一層競争性が発揮され、約1.7ポイント下がったことが要因と考えられます。

契約方式別の内訳は、制限付一般競争入札は109件で、平均落札率が90.17パーセント、指名競争入札は65件で、90.95パーセント、一者随意契約は27件で、96.84パーセントでした。

なお、一般競争入札での総合評価方式と価格のみの入札を比較すると総合評価方式のほうが、金額が高いことが多いことから、若干落札率は低くなる傾向にあります。

真ん中の表と下の表は期別となっておりますので、こちらは、後ほどご覧ください。

1枚めくっていただき、3ページをお開きください。こちらは、水道局における落札率の推移になります。

平成26年度からの上期・下半期の契約件数を棒グラフで、落札率の推移を折れ線グラフで表しています。またグラフの下には、主な入札改革を時系列に記載しております。

簡単に説明いたしますと、平成14年に公正取引委員会から新潟市発注の下水道工事や建築工事で官製談合があったと認定されたことで、水道局では、平成15年、市とともに透明性、競争性の確保を目的に入札契約制度の改革を実施いたしました。

平成16年には、現委員会の前身となります入札監視委員会を設置し、水道局の行う入札制度等について、審議していただき、意見等を頂戴するようになりました。その後、予定価格や最低制限価格を事前公表から事後公表に変更したり、電子入札の完全実施や一般競争入札の拡大など、積極的に入札制度改革に取り組んでまいりました。

落札率については、平成19年度は、約86パーセントでしたが、その後、リーマンショックなどの影響で建設業者の倒産が増えたことで適切な利潤を確保するため、最低制限価格を数回にわたって引き上げ、平成23年度以降は、90パーセント前後で推移しております。

た。グラフにもあるとおり、平成26年度後半に5,000万円未満の工事について、最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことで、平成27年度以降の落札率は、92パーセント前後となり、現在は91パーセント前半になっております。

以上簡単ですが、発注工事の総括及び落札率の推移について説明を終わらせていただきます。

(鈴木委員長)

ただいまのご報告について質問等ございますでしょうか。ないようであれば、続きまして、「苦情処理・指名停止・談合情報」につきまして、ご報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私から説明させていただきます。

苦情処理、談合情報についてはありませんでしたので、省略させていただきます。

それでは、指名停止措置つきましてご報告いたしますので、5ページをお開きください。

はじめに、令和2年度下半期の措置になります。1番目の株式会社フィールドスケープは、新潟市が発注した秋葉公園管理業務委託の競争入札に関し、本市職員から最低制限価格の提供を受けたとして、令和2年10月7日、当該業者の代表取締役と役員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。これらは、新潟市水道局指名停止等措置要領第2条別表第2第4号の競売入札妨害又は談合に該当することから、令和2年10月12日から12か月の指名停止措置を行いました。

2番目の創和ジャステック建設株式会社は、糸魚川市発注の工事におきまして、安全管理措置の不適切により、令和元年12月19日、下請業者の作業員1名が負傷する事故が発生いたしました。令和2年3月には、特定共同企業体の代表者である創和ジャステック建設株式会社と責任者が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、罰金刑の略式命令を受けました。これらは、同措置要領別表第1第8号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、令和2年10月29日から2週間の指名停止措置を行いました。

3番目のイワコンハウス新潟株式会社は、新潟市内が施工箇所の民間工事において、安全管理措置の不適切により、令和元年12月5日、下請業者の作業員1名が負傷する事故が発生いたしました。令和2年10月には、イワコンハウス新潟株式会社と責任者が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されました。これらも、同じく安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当することから、令和2年12月1日から2週間の指名停止措置を行いました。

続きまして、6ページをご覧ください。4番目のアルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、東邦薬品株式会社は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札にお

いて、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より告発を受けたことによります。これらは、同要領別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当することから、令和2年12月24日から6か月の指名停止措置を行いました。

5番目の川田工業株式会社は、長野県発注工事におきまして、平成31年2月23日に工事現場内で発生した仮設鉄塔の倒壊事故について、松本労働基準監督署長に遅延なく報告しなければならないところ、令和元年9月11日に至るまで報告書を提出しなかったとして、令和2年11月に該当者と該当者の使用人が労働安全衛生法違反により起訴され、裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによります。これらは、同要領別表第2第7号の不正又は不誠実な行為に該当することから、令和3年1月28日から1か月の指名停止措置を行いました。

6番目の森松工業株式会社は、兵庫県赤穂市発注の工事を巡り、便宜を受けた見返りに金銭を授受したとして、令和3年1月23日、当該業者の一般役員等が贈賄の疑いで逮捕されたことによります。これらは、同要領別表第2第2号の贈賄に該当することから、令和3年2月25日から6か月の指名停止措置を行いました。

次に、7ページをご覧ください。令和3年度上半期の指名停止措置になります。1番目の日本光電工業株式会社は、国立大学法人三重大学医学部附属病院が発注した生体情報モニターの納入におきまして、便宜を受けた見返りに賄賂を渡したとして、令和3年1月6日、当該業者の使用人が贈賄の疑いで逮捕されたことによります。これらは、同要領別表第2第2号贈賄に該当することから、令和3年4月30日から3か月の指名停止措置を行いました。

2番目の株式会社山下技建は、水道局において指名停止を行いました事案でございます。管路課発注の管老幹2第13号 配水幹線布設工事におきまして、竣工検査の結果、工事成績評定の合計点が51点の工事成績不良であったことによります。これらは、同要領別表第1第9号の工事成績の不良に該当することから、令和3年8月10日から1か月の指名停止措置を行いました。

以上8件の報告となります。

次の8ページには、ただいま報告いたしました、事案の指名停止の根拠となっております指名停止等措置要領の別表を抜粋したものをおつけいたしましたので、後ほど、ご覧ください。

以上で説明を終わらせて頂きます。

(鈴木委員長)

ただいまのご報告について、質問等ございますでしょうか。

(富山委員)

山下技建の件なのですけれども、どのような事情で成績評定が行われていて、だれが検査

するのか。水道局の技師の方なののでしょうか。51点でだめだったということなのですから、何点以下であると指名停止になるのでしょうか。

(事務局)

技術管理室長の伊藤といいます。

今回の山下技建の案件について、成績評定のあり方についてご質問ということでしょうか。検査につきましては、請負工事検査要綱及び工事請負契約約款に基づきまして検査を行っており、発注課の担当監督員と担当係長及び技術管理室の検査職員からなる3名で検査を実施しています。今回の事案ですが、通常の場合3名で検査を行いまして、その後、それに基づいて支払いをされて、工事が完了ということが通常の流れになっております。今回の事案については、工事採点后、工事成績評定評価委員会を開催しまして、そちらで工事成績について妥当性を評価し、その後、発注工事安全対策委員会で、工事成績の結果を諮って、確定したということが今回の流れになっております。

通常、問題のあった工事を事後に評価する場合、事故ですとか、不適切な行為など、一つの点に対し、評価がなされ、最終的な評価点が決まることとなりますが、今回の場合は、受注者による幾つもの不適切な対応が積み重なった結果、51点という結果になったというのが顛末でございます。

(事務局)

検査の基準につきましては、65点が標準の点数なのですから、45点から55点未満であると指名停止1か月。45点未満であれば3か月となっております。指名停止が終了後3年経過する間に、また同じようなことをするとそれが6か月になります。

(富山委員)

具体的にどういう点が足りなかったのか、幾つか具体的に教えていただければと思います。

(事務局)

先ほど、幾つかの点が積み重なってという説明をさせていただいたのでありますが、具体的に申し上げますと、1点目が施工体制でありまして、受注者の現場代理人、その現場代理人から水道局の監督に報告、連絡、その辺が正確に伝えられなかったということになります。

2点目は、施工管理ですが、通常、工事を行う場合に、施工計画書というものを受注者が作り、それに基づいて、実際に工事を現場で行う訳ですが、その計画と現場が一致していなかったという実態がございました。それにも関わらず、会社としては、現場を現場代理人に任せきりにし、会社として十分な関与をせず、是正がなされなかったという点が見受けられました。

3点目ですが、工程管理については、実際に工事に遅れが生じていたため、今回の工事で

は重要になっていた訳ですが、それが見直されず、一定期間、その状態が放置されたということがありました。

4点目、安全対策ですけれども、通例の場合、現場で安全を確保するために、安全教育などを受注者のほうで実施しているのですけれども、その辺の具体的な資料、書類が作成されていなかったということです。

最後になりますが、工事の出来形になりますが、道路を掘削した際のアスファルト復旧において、舗装の厚さを満足せず、道路管理者からやり直しを命じられたということです。以上、このような幾つかの不適切な対応がございまして、結果的に6点を減点しました。なお、発注課からこういった行為に対して改善を求める注意が文書によってなされたということで、さらに8点が減点されて、標準点の65点から合算して14点が差し引かれ51点という結果になりました。

(鈴木委員長)

では、工事自体は、結局、道路の復旧についてはやり直しをして、最終的には問題ない状態になったということですよ。

(事務局)

私どもの検査職員が最終的な出来映えを評価するのですけれども、その際には、標準点を確保しておりますので、出来映えについては問題なかったと判断しております。

(鈴木委員長)

ほかにございますでしょうか。特になければ、抽出による工事案件の審議に入りたいと思います。はじめに、審議を行う事案について、案件の抽出を担当していただきました切替委員から抽出理由等をご説明していただきます。切替委員よろしく申し上げます。

(切替委員)

資料の9ページをご覧ください。私から、抽出理由についてご説明させていただきます。まず、一般競争入札ですが、①下半期No. 24の工事については、落札率が96パーセントと高く、申請者3件中2件が辞退・棄権としているため、経緯を知りたいと思ひまして、抽出させていただきました。

②下半期No. 36の工事については、申請者が32者と多いため、どのような状況で落札したのか知りたく、抽出させていただきました。

③上半期No. 28の工事については、契約金額が2億4,123万円と高く、申請者8者のうち辞退が4、失格が3であるため、落札の経緯を知りたいと思ひ、抽出させていただきました。

④上半期No. 34の工事については、落札率が99.91パーセントと高く、申請者1

4者のうち辞退が12であるのはどのような理由なのか知りたいという理由で抽出させていただきました。

続けて指名競争入札ですが、⑤下半期No. 4の工事につきましては、契約金額が比較的高く、落札率も94.8パーセント高いため抽出させていただきました。

⑥下半期No. 20の工事につきましては、落札率が95パーセントと高く、申請者10者のうち半分以上が辞退・棄権、無効であったため、どのような理由なのか落札の経緯が知りたいということで抽出させていただきました。

⑦上半期No. 11の工事については、令和3年度上半期で契約金額が最も高い工事でしたので抽出いたしました。

⑧上半期No. 14の工事については、契約金額が比較的高く、申請者8件のうち、辞退2件、無効1件であるため、その理由や落札の経緯が知りたいと思ひまして、抽出させていただきました。

続きまして、随意契約ですが、⑨下半期No. 10の工事については、契約金額が高く、落札率も99.3パーセントと高いため、抽出いたしました。

最後になります、⑩上半期No. 15の工事については、契約金額、落札率ともに比較的高いため、抽出させていただきました。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。それでは、抽出した案件について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。はじめに制限付一般競争入札の事案について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、切替委員より説明のありました抽出案件につきまして、最初に制限付一般競争入札の抽出事案について説明させていただきます。

最初の案件ですが、資料の11ページの抽出事案説明書①をご覧ください。こちらは、北営業所所管の工事番号「北老橋2第1号水管橋更新工事」になります。施工場所は、新発田川を横断する北区樋ノ入の樋ノ入橋にかかる水管橋になります。

令和2年11月10日に開札いたしまして、落札候補者の資格審査を行ったうえ、11月16日に契約を締結いたしました。予定価格4,146万円に対しまして、落札金額は4,020万円であり、落札率は96.96パーセントとなりました。

次の12ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。写真を載せておりますけれども、この工事は、老朽化した水管橋塩化ビニルライニング鋼管から、腐食に強いステンレス管に架け替える工事です。

次の13ページが、入札公告になります。入札参加資格等については、下から三つ目の項目「格付又は評点」やその下の「営業拠点」に記載のとおり、令和1・2年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の鋼構造物に登録され、営業拠点は県内に本社・本店を有することといたしております。その下、実績要件といたしましては、平成17年4月1日以降、口径100ミリ以上の鋼製水管橋架設工事の元請実績があることといたしました。

なお、この案件については、価格競争による一般競争を採用しております。

次に入札結果ですが、15ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。切替委員からは、落札率が96パーセントと高く、申請者3件中2件辞退しているため、経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。入札参加申請者は3者ありましたが、そのうち、2者が辞退者し、結果的に1者のみの入札となりました。予定価格以下での入札であったことから、落札となりましたが、落札率は平均より高い結果となっています。

辞退理由は、2者とも、他工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったとの理由であり、市内の水管橋工事を施工できる鉄鋼業者がすでにほかの鋼構造物工事の現場に入っていたとの情報もありますので、受注しても技術者確保の見込みが立たないことで、辞退しなければならなかったものと推測されます。

入札参加業者数が少なかった理由といたしましては、本来、この手の工事は参加業者が少なく、そのうえ、発注時期が秋口になり、河川管理者からの工事時期の規制もあることから少なくなったものと考えられます。

16ページは契約書になります。

続いて、2件目の案件について説明いたします。資料17ページの抽出事案説明書②をご覧ください。西蒲営業所所管の工事番号「債西改支2第1号配水管布設工事」になります。施工場所は、西蒲区針ヶ曾根他地内、南区との境界近くの住宅地になります。

令和3年2月17日に開札を行い、落札候補者の資格審査を行ったうえで、2月24日に契約を締結いたしました。予定価格2,630万円に対しまして、落札金額は2,370万円であり、落札率は90.11パーセントとなりました。

次の18ページには、工事概要を記載いたしましたのでご覧ください。工事内容は中之口準幹線整備にあわせ、配水管の整備を行うもので、配水支管更新事業計画に基づき、老朽化したビニル管を撤去し、耐震管に入れ替える工事を行うものです。

次の19ページは、入札公告になります。入札参加資格等については、1件目と同じく下から三つ目の項目「格付又は評点」、その下「営業拠点」に記載のとおり、令和1・2年度入札参加資格者名簿の土木一式工事で、B、C、Dランクに格付認定されている中央事業所管轄区域内に本社・本店を有していること。さらに水道局の夜間等緊急配水管修繕登録業者

であることを参加条件にしています。

また、実績要件といたしましては、平成17年4月1日以降、口径50ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請実績があることとしたうえで、価格競争を実施しております。

その結果、次の21ページから22ページにかけての「入札・契約結果詳細」をご覧ください。この案件については、申請者32者と多いため、どのような状況で落札したのかを知りたいとの理由で抽出していただきました。入札参加申請者は32者で、辞退が1者でありました。

この工事は、価格競争で入札を行ったことで工事の少ない時期（端境期）の発注、さらに工事場所が新潟市の郊外で比較的交通量が少なく、他の埋設物も限定されているなど、施工管理がしやすく、作業効率が上がったことから、入札参加業者が多くなったものと考えられます。また、入札額も、同額入札が多いことから、比較的積算しやすかったものと判断しております。その結果、30者によるくじで、記載の業者に決定したものであります。

次に、資料25ページの抽出事案説明書③をご覧ください。管路課所管の工事番号「管老幹3第3号配水幹線布設工事」になります。施工場所は、東区竹尾4丁目他地内、赤道から東総合スポーツセンターに向かう県道になります。

令和3年7月7日に開札し、総合評価方式による評価を行い、落札候補者を決定、その後、候補者の資格審査を行ったうえで、7月16日に契約を締結いたしました。予定価格2億4,372万円に対し、落札金額は2億1,930万円であり、落札率は89.98パーセントとなりました。

次の26ページには、工事概要を記載しております。配水幹線は、浄配水場を起点とする配水系統において、各給水ブロックへの水輸送や配水ブロック間の水を相互融通する重要な管路になります。この工事は、東区の竹尾配水場から水を送っている配水幹線を開削工法により、耐震性を有する口径700ミリのダクタイル鋳鉄管に更新する工事になります。

次のページが、入札公告になります。入札参加資格等については、下から三つ目の項目「格付又は評点」、その下の「営業拠点」に記載のとおり、令和3・4年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の土木一式工事で、格付けはS、Aランクに認定されており、営業拠点は市内に本社・本店を有することといたしました。

その下、実績要件といたしましては、平成18年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があることといたしております。

次に入札結果ですが、29ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。委員の方より、契約金額が2億4,123万円と高く、申請者8者のうち、辞退4、失格3であるため、

落札の経緯が知りたいとの理由で抽出していただきました。

水道局では、入札の実施においては、予定価格以内、最低制限価格以上の範囲内で、最低価格入札者と契約する価格競争方式と、価格と企業の技術力を総合的に評価いたしまして、落札者を決定する総合評価方式の二つの方式を採用しております。

抽出していただいた工事については、予定価格が2億4,000万円を超える工事であり、配水管の口径が700ミリと大口径で、布設延長も401.2メートルと長いことから、工事の難易度などを考慮し、総合評価方式を採用いたしました。

入札業者は、結果に記載のとおり、落札業者1者のみでした。総合評価方式による評価結果については、31ページの評価結果をご覧ください。技術評価点と価格評価点の合計点により、落札者を決定いたしますが、この工事は、技術評価点15.42点、価格評価点79.565点、合計で94.985点となりましたが、他の参加者はおりませんでしたので、そのまま落札者となりました。

辞退理由については、他の工事を受注したため、技術者の確保ができなかったことや受注の可能性が低いと判断し、受注意欲がわかかなかったことなどの理由となっています。また、失格者の理由については、格付ランクが対象外の業者からの申し込みによるもので、それによる失格となっています。

次の33ページをご覧ください。評価調書を添付しております。これは、前のページの評価結果の詳細となっております。一番上の表は、工事の概要などについて、記載しております。2番目の表には、評価項目と評価基準を掲載していますが、技術評価点として、評価する項目とそれぞれの点数、こちらは計17点、それに価格評価点80点を加えた合計97点が標準値となっております。3段目の表には、今回の技術評価点の点数を表し、一番下の表は、価格評価点と技術評価点の二つを合計した総合評価点と順位を記載しています。最高点を取った業者が候補者となり、資格審査を経まして、契約者が決定いたしますが、この案件は、1者の入札であったため、評価点による競争とはなりませんでした。

次の35ページは契約書の写しとなります。

次に、資料37ページの抽出事案説明書④をご覧ください。

中央事業所工務課所管の工事番号「工老支3第19号配水管布設工事」になります。施工場所は、中央区沼垂東5丁目他地内になります。

令和3年7月19日に開札し、総合評価方式による評価を行い、落札候補者を決定し、その後、候補者の資格審査を行ったうえで、7月30日に契約を締結しました。予定価格5,575万円に対し、落札金額は5,570万円で落札率は99.91パーセントとなりました。

次の38ページには、工事概要を記載いたしましたのでご覧ください。この工事は、配水支管更新事業計画に基づきました、老朽化した水道管の入替を行うもので、新しい水道管には、耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管を採用して、耐震性を高めております。地図をご覧くださいと分かると思いますが、国道113号線と栗ノ木バイパスが交差する万国橋交差点を工事区間に含んでおり、日中の交通量が非常に多く、すべて夜間の施工となっております。

次の39ページが、入札公告になります。入札参加資格等については、下から三つ目の項目「格付又は評点」、その下「営業拠点」に記載のとおり、令和3・4年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の「土木一式工事」で、格付けはS、A又はBランクに認定されており、営業拠点は市内に本社・本店を有していることといたしました。

その下、実績要件としましては、平成18年4月1日以降、口径100ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請け実績があることとしております。この工事についても、工事場所や交通量、さらに夜間工事であるといった工事の難易度などを考慮いたしまして、総合評価方式を採用しています。

入札結果につきましては、41ページ、42ページの「入札・契約結果詳細」に記載のとおり、入札者は1者のみでありました。

この案件については、落札率が99.91パーセントと高く、申請者14者のうち、辞退が12であるのは、どのような理由なのか知りたいとの理由で抽出していただきました。

入札参加申請者は14者ありましたが、失格1者、辞退者が12者となり、結果的に入札者が1者となり、結果的には、競争性のない入札となりました。多くの辞退が生じましたが、辞退理由の多くは、他工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったとの理由を挙げております。これは、技術者の届ける時期も一つの要因で、価格競争は、落札後の資格審査の時点で届け出る方式になっておりますが、総合評価方式では、配置予定の技術者を入札前に届け出るため、前年度から継続している工事が伸びた場合や年度当初の工事を受注した場合、技術者確保の見込みが立たず、やむを得ず辞退しなければならないケースも出てきます。その他には、積算してみたが、受注の見込みがないとの理由を挙げている事業者もございました。また、新潟市では、工事の発注見通しをホームページ上で公開しておりますので、工事の内容を見て、よりよい条件の工事の受注をねらったの辞退もあるかと推測されます。

43ページから45ページにかけては、総合評価の結果と調書、47ページは契約書をつけておりますので、後ほどご覧ください。

積算をして、この金額なら施工できるとの金額を入れた結果、他の参加者がおらず、予定価格に近い金額での契約となって落札率が高くなったものと思われます。

以上で、制限付一般競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。よろしく願いいた

します。

(鈴木委員長)

一般競争入札4件に対して説明がございましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(切替委員)

抽出いたしました切替です。

③と④については、1者だけが入札に参加し、あと残りが辞退や失格のような場合、入札の基準をどのくらいに設定していて、もしこの1者も基準に満たない場合は、どのような形になるのか。あまりに辞退が多い案件で、私はそんなことが心配といいますか、頭をよぎったので抽出させていただいたのですが、その辺りはどんな現状なのでしょうか。

(事務局)

現状では、基準というものはございません。総合評価もですが、入札を実施するにあたっては、格付ランクや例実績要、件えば口径100ミリ以上の工事を施工しているとか、そのような縛りで募集しているので入札に参加してくる業者については、事前に新潟市の入札参加登録業者になっていますし、施工能力が十分にあると考えているため、1者の場合でも予定価格内に入っていれば契約というような形になってしまいます。

(鈴木委員長)

ほかにいかがですか。

(津野委員)

4番目の案件ですけれども、落札率が99.91パーセントということで、ほとんど入札の意味があるのかという感じなのですけれども、それでも総合評価方式をとることによって、価格だけではなく、ほかの視点も入るということで、総合評価方式のほうが好ましいと思われるのですけれども、それでありながら、残念ながら99.91パーセントということにつきましては、もうどうしようもないことなのでしょうか。

(事務局)

決まりとしましては、予定価格をオーバーしていれば契約は致しませんが、予定価格内に入っておりますので、たまたま参加した1者が積算をした結果、この金額であれば工事ができるよという価格だと思いますので、競争性は発揮されなかったですけれども、予定価格内には収まっているということで契約となりました。

(富山委員)

②の案件ですが、すべて同じ金額を提示してきていて、備考のところに積算疑義申立対象案件ですと書いてありますけれども、普通に考えるとどう考えてもおかしいと思うのですけれども、これはどのように解釈されているのでしょうか。

(事務局)

今、新潟市水道局が実施する配水管を布設するような工事につきましては、ほとんど情報公開などで金額の入った設計書をすべて公開していますし、積算資料などで公表されていない見積もり部分についても設計書内に示しているのです。ほとんどの業者の方は水道局の設計金額に近い数字を出すことが可能と思われます。最低制限価格についても、大体、過去のデータを分析すると出てくると考えますので、おおよその予定価格が分かれば、最低制限価格も大体、推測できると、もう配水管の工事については100パーセントに近い確率で、くじ引きで落札者が決定されているようなことになっています。

ですので、この工事については複雑な仕様ではなくて、標準型の工事であったため、大体の業者については、皆さん、よく出来た設計システムみたいなものを所有しているようなので、それに当てはめてやった結果、このように同じような金額となってしまったと考えています。

(富山委員)

それだと競争が働いていると言えるのでしょうか。

(事務局)

くじ引きが多いということは、こちらとしても気になる場所であって、ほかにどのような方法がいいのか検討していかないと考えています。今のところ、多くの業者に工事を行ってもらい、業者の育成を行いながら、今後どうやっていくかということは、市と相談しながら考えていきたいと思えます。

(富山委員)

もう少し競争を働かせるような仕組みを考える必要があるのではないかと思います。

(鈴木委員長)

今のような最低制限価格でほとんど出てくるような、この②の事案のようなケースというのは、実際、いくつかあるわけですか。

(事務局)

今回、資料としてお配りしてはいたのですが、くじ引きで決まっているケースですが、この1年間の一般競争に限って言えば、電気工事なども含めた全体では78パーセントくらいがくじ引きで決まっています。特に配水管布設工事になりますと45件中44件、98パーセント近くがくじ引きで決まるような状況になっています。

(鈴木委員長)

ほとんどこういう状態がいいのかな、確かにね。何か工夫はないのでしょうか。

(事務局)

すべて総合評価にしてしまえばいいのですけれども、総合評価にしますと技術評価のところではいろいろ書類を作ったり、人手のない業者では難しい部分もありますので、できるだけ総合評価方式にして、価格以外の所も評価して、継続していきたいと考えておりますけれども、その割合は何対何がいいのかということは、こちらのほうでも試行錯誤をしながら、毎年取り組んでいるところです。

(鈴木委員長)

今後、検討してもらったほうがいいかと思います。

(事務局)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(大野委員)

③の工事で、29ページのところで、東区竹尾の配水幹線布設工事ですが、失格3者ということでご説明いただいたのですけれども、何を言っているのかよく分からなかったので、もう少し分かりやすく、具体的に、例えば、評点表のここがだめだったよというような、もう少し具体的にくわしく教えていただきたいのが一点。

もう一点は確認ですが、備考欄で2億1,970万円、最低制限価格と同様に計算した数値ですけれども、落札金額はそれ以下の2億1,930万円なのですが、これは以下になっても全然問題はないのでしょうか。工事に対する懸念はないのでしょうか。この2点をご質問したい思います。よろしくお願いします。

(事務局)

失格の理由ですけれども、27ページの格付又は評点というところに、この工事については、SまたはAランクに格付認定されているものという条件で募集をかけているのですけれども、失格した3者につきましては、SやAランクではなくて、BランクやCランクに格付けされている業者が申し込んできたことで失格となっています。備考欄の金額につきましては、最低制限価格は設定いたしません、価格競争の最低制限価格と同じ計算式出した金額が、価格点の満点80点という考え方で、それよりも価格が上下することによって、価格点がマイナスになっていくこととなります。基準を下回っていると基準点を上回っている場合より減点の点数が多くなるというような採点方法になっておりますが、総合評価方式では、基準価格を割り込んでも、契約いたします。

(大野委員)

では、何のために2億1,970万円を出しているのか分からないのですけれども、やは

りこういう工事は価格も大事ですけれども、総合評価をやっているから内容が大事だと思うのですけれども、あまりにも安いとそういう懸念は生じないでしょうか。大丈夫でしょうか。

(事務局)

価格点というのは、この2億1,970万円を境にして、点数を減らしていきますが、基準価格の上回りより下回りのほうが減少する点数が大きくなり、例えば、100万円上回った場合がマイナス1点とすると、下回った場合は、マイナス3点というように、マイナスの度合いが大きくなるような計算の方法をとっております。そうすると総合評価では、技術点と価格点を足して評価いたしますので、なかなか基準価格を下回っていると落札するのは難しいと考えております。

(鈴木委員長)

今の点で私も。そうすると、総合評価方式で1者だけになった場合に、これ以下だったらだめだよとか、そういう基準は何かあるのですか。

(事務局)

今のところ、そういうものはなくて、やはり点数が低くても契約することになります。

(鈴木委員長)

今、大野委員が懸念されたのは、ものすごく予定していた価格よりも、非常に低い金額とかで落とされた場合に、大丈夫かこれと。それを信じて、きちんと検査して、間違いはないということをチェックできればいいのでしょうかけれども、本当にそれでいいのかなという懸念があるということでしょうか。その辺りは大丈夫ですかね。

(事務局)

技術管理室です。

今の点のご指摘のとおりだと思います。今の制度からいくと、国が先導して、総合評価方式を進めておりまして、国の制度に基づく実施内容になっています。ただ、ご指摘の点というのは、改善の余地があるものだと思いますので、よりいい方向で新潟市ともやり方については今後、相談をしまして、改善点が見つければ、改めていければと思います。

(事務局)

今のご指摘の趣旨は承りました。確かに、技術点を持っていますので、技術点である程度の技術は確保されると思うのですけれども、ただそれを果たしてそのとおり、安い金額でやれるかどうかというところで、下限がないと言うのは心配の一つになると思いますので、今、技術管理室長が申しましたとおり、市のほうとも状況を踏まえて検討していきたい、特に、1者の場合は、そういった懸念があるので、考えていきたいと思います。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。

(津野委員)

今に関連してですけれども、4番の総合評価方式のほうでは、技術評点が13.14で、この1者しかないのでここに決まっているのですけれども、技術評価点のほうの下限というか、その辺は何点以上でないとか、そういうところをお聞きます。

(事務局)

技術評価点ですけれども、一応、この項目は何点というものを設けておりますけれども、何点以下だとだめだというような規定は設けておりません。応札者が複数の場合は、そこで評価がなされると思いますけれども、価格点と同じように1者になるような場合については、技術評価の点数について、競争性というか、より優れた応札者というものを求めるということは困難かと思っています。

(津野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

あとはございますか。もしなければ、指名競争入札のほうに入りたいと思います。指名競争入札の4件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、指名競争入札の抽出案件について、説明いたします。

資料の49ページの抽出事案説明書⑤をご覧ください。

秋葉事業所工務課所管の工事番号「秋小単2第1号配水管布設工事」になります。施工場所は、江南区の五月町3丁目他地内、鶉ノ子交差点から亀田駅方面に進んだ北側の住宅地になります。

令和2年10月12日に開札し、翌日10月13日に契約いたしました。予定価格861万円に対し、落札金額は817万円であり、落札率は94.89パーセントとなりました。

次の50ページは、工事概要を記載していますのでご覧ください。写真は、既設管を黒い点線で、新設の配水管を赤の実線、家庭への給水管を赤い点線で表しています。この工事は、老朽化した配水管を新しい配水管に入れ替え、あわせて鉛給水管の更新を図る工事となっております。配水管の延長が77.8メートル、住宅への接続替え工事も13か所あることから、工事費が比較的高額となっております。

次の51ページから53ページまでは、入札通知書になり、新潟市電子入札システムを介して、指名業者へ電子メールで送付されます。

続きまして、次の54ページ、「入札・契約結果の詳細」をご覧ください。この案件につ

いては、契約金額が高く、落札率も94.8パーセントと高いためとの理由で抽出していただきました。業者の指名選定につきましては、新潟市水道局建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱に基づき、この工事の等級に対する格付業者のうち、地理的条件を加味して、記載の10者を指名しております。そのうち、9者から入札があり、予定価格以下、最低制限価格以上の中で最も安い価格を入れた業者と契約いたしました。

令和2年度下半期の指名競争入札の平均落札率に比べて高くなっておりますが、積算条件は、他の工事と同じやり方で積算しておりますので、各社での見積もり、積算の結果として、入札額は高めの水準に集中したのではないかと推測されます。棄権につきましては、辞退届の提出がなかったことから、棄権扱いとしております。

次の56ページには、契約書の写しをつけております。

次に、57ページ抽出事案説明書⑥をご覧ください。

浄水課所管「浄戸施2第7号2系配水ポンプ室照明設備更新工事」になります。施工場所は、南区にあります戸頭浄水場構内になります。

令和2年12月22日に開札いたしました。札を入れた全業者が予定価格を超過していたため、翌23日、再入札を行い、予定価格内に収まりましたので、落札者を決定いたしました。

工種が電気工事の場合は、積算疑義対象案件でないため、再入札当日に契約しております。積算疑義とは、公表した予定価格に対しまして、設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を開札日翌日の午後1時まで受け付ける制度となっております。予定価格は、316万円に対し、落札金額は303万円であり、落札率は95.89パーセントとなりました。

次の58ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。この工事は、老朽化した2系配水ポンプ棟の照明設備をLED照明器具に更新する工事になります。

59ページから61ページは入札通知書になります。62ページから63ページにかけては「入札・契約結果の詳細」となります。この案件については、落札率が95パーセントと高く申請者10者のうち半数以上が辞退や棄権で無効であったため、どのような理由なのか落札の経緯が知りたいとの理由で抽出していただきました。

業者指名選定につきましては、前回の案件同様、水道局建設工事の発注基準・指名業者選定要綱に基づき、工種が電気工事の等級に対応する格付業者のうち、地理的条件を加味し、10者を指名いたしました。

この工事の入札においては、4者が辞退、1者が棄権、1者が最低制限価格下回りの無効となり、残った4者が予定価格超過となり、再入札を行いました。再入札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内の入札は1者であり、その業者と契約しております。

このような電気設備の工事では、機器費や材料費は、特殊な部分については、設計する際に、業者からの仮見積もりを基に積算しております。また、それらの金額は、発注時に、積算関係資料の中で明示、公表していることから、業者は予定価格に近い工事費を算出することが可能になると考えられます。今回のケースは、見積価格として採用した業者が、さらに価格を落として入札したこと、最低制限価格を下回り、無効となったことから、残った業者で再入札を行った結果、落札率が高くなってしまったと推察されます。また、辞退理由は、他工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったことによるものと、発注時期が12月と遅く、履行期限が短かったことも要因と考えられます。

64ページは契約書の写しになりますので、後ほどご覧ください。

引き続き、抽出事案⑦維持管理課所管の工事番号「維小単3第10号配水管布設工事」になります。施工場所は、西区寺尾東1丁目地内旧116号線と大堀幹線の間の住宅地になります。

令和3年7月26日に開札し、翌27日に契約いたしました。予定価格905万円に対し、落札金額は815万円であり、落札率は90.06パーセントとなりました。

次の66ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。この工事は、給水鉛管更新計画に基づき、配水管布設工事及び給水鉛管更新工事を行うもので、先ほどの⑤の案件と同様に、既設管を黒い点線で、新設の配水管を赤の実線、家庭への給水管を赤い点線で表しています。この工事は、西区寺尾東1丁目地内で、口径50ミリの老朽配水管などを約46メートル更新し、それにあわせ鉛給水管を解消する工事であります。

67ページから69ページは入札通知書になります。

入札結果につきましては、70ページから71ページにかけての「入札・契約結果詳細」をご覧ください。この案件につきましては、令和3年度上半期で契約金額が最も高い工事なので、内容を確認したいとの理由で抽出していただきました。

業者の指名選定につきましては、先ほどの⑤工事と同じく、発注基準・選定要綱に基づき、この工事の等級に対応する格付業者のうち、地理的条件を加味して10者を指名しております。

工事の設計積算は、水道局が採用する資料に基づいて行い、予定価格を設定していますが、当案件の工事内容は新設配水管の布設、配水管と給水管の接続、仮設配水管の布設と撤去、さらに既設管の撤去を行う工事となっており、工事の内容から指名競争入札の上限に近い905万円であったことから、それに応じた落札額となったと思われます。落札者は、最低制限価格で入札を行った6者のくじ引きで決定しております。

次の72ページには契約書の写しをつけておりますので、ご覧ください。

次に、資料73ページの抽出事案説明書⑧をご覧ください。

管路課所管の工事番号「管老幹3第206号」配水幹線試掘工事になります。施工場所は、北区横井他地内、日本海東北自動車道豊栄新潟東港インターチェンジからJR白新線へ向かう新潟中央環状線沿いになります。

令和3年8月2日に開札し、翌日8月3日に契約いたしました。予定価格717万円に対し、落札金額は646万円であり、落札率は90.1パーセントとなりました。

次の74ページ、工事概要をご覧ください。この工事は、内島見配水場系の更新年度を迎える配水幹線について、新設管の布設計画を作成するため、その路線にある埋設物を3か所試掘調査するものです。

次の75ページから77ページは入札通知書になります。

次の78ページ「入札・契約結果詳細」をご覧ください。この案件については、契約金額が比較的高く、申請者8者のうち、辞退2件、無効1件あるため、その理由や落札の経緯が知りたいとの理由で抽出していただきました。この工事の発注基準・指名業者選定要綱に基づき、この工事の等級に対応する格付業者のうち地理的条件を加味して8者を指名いたしました。入札者4者が最低制限価格と同額での入札となり、くじにより決定しております。

この案件を含めて、配水管布設工事は、最低制限価格同額でのくじ引きが多く、業者の積算能力は、非常に高いものと推測しております。辞退者した2者については、他工事を受注したため、技術者の確保ができないと辞退理由書を提出されております。無効は最低制限価格下回りによるものです。

79ページが契約書の写しになりますので後ほどご覧ください。

以上、指名競争入札の抽出事案に関する説明を終わります。よろしく願いいたします。

(鈴木委員長)

ただいま、説明いただきました、指名競争入札の4件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(津野委員)

8番ですけれども、聞き漏らしたものですから。最低制限価格で入札した4者でくじで決定ということなのですが、業者の積算能力が高い、情報公開されているからということで、先ほどの同じような理由で最低制限価格で出してくるのですよね。

(事務局)

最低制限価格の考え方は同じで、計算式を使って計算いたしますが、5,000万円以下の工事につきましては、最低制限価格が予定価格の90パーセントを下回った場合、90パーセントにすると公表しておりますので、予定価格をある程度積算できれば、大体、この位

だろうと分かると思いますので、落札意欲があれば最低制限価格での入札になって、くじ引きで決定する流れになるということでございます。

(鈴木委員長)

あといかがでしょうか。

では私から1点。⑥の案件ですが、こちらは予定価格を決めるに当たって、業者に仮見積もりを出してもらったという話で、その業者は、そこから金額を下げたために最低制限価格を下回り、無効になった業者なのかと思われませんが、見積もりを出してもらうに当たって、費用というのが発生するのですか。無料でやってもらうものなのでしょうか。

(事務局)

見積もりに関しては、事前に3者をお願いするような形を取っておりまして、その3者には見積もりに対しての対価はお支払いしておりません。

(鈴木委員長)

確かに一般的にそうかと思って聞いているのですけれども、やはり見積もる業者としてはそれなりに負担があって、実質的には費用をもらってもいいようなことがあるかと思うのですけれども、確かにこういうことで費用をもらったという話は聞かないですが、実際に無料でやってもらうことで支障が出るとかということはないのでしょうか。入札で特に有利になるという。

(事務局)

見積もりで積算した部分につきましては、設計書に記載しますので、指名した業者、みんなが知り得る情報となりますので、見積もりを取ったからといって、入札に有利になるということはないですが、その業者については、入札に参加していただくような形をとっています。

(鈴木委員長)

特に業者のほうからその点、不満はないのですか。費用がかかったのだけれどもみたいな。

(事務局)

浄水課の稲田です。

今ほどの質問ですけれども、今までそういった苦情等は受けたことはございません。

(鈴木委員長)

分かりました。ありがとうございます。

あといかがでしょうか。

(富山委員)

今ほどの6番の案件ですけれども、LEDを使っているということで、メーカーによって

価格もだいぶ違ってくると思うのですけれども、それぞれ入札に参加された方々というのは、同じメーカーのLEDで値段を出されているのか、どうなのでしょう。

(事務局)

恐らく違うメーカーで見積もりを出されてきているかと思います。

(富山委員)

そうするとLEDのメーカーによってもつ年数が違うというか、使ってみないと、このメーカーは何年持つけれども、こちらのメーカーはあまりもたないとか、そういう問題もあるのかと思うのですけれども。そういうことは考慮されているのでしょうか。

(事務局)

耐用年数とか、それぞれのメーカーはあるとは思いますが、そんなに大差はないうちのほうも判断しておりますので、その辺は問題ないと考えております。

(事務局)

追加しまして、見積もりを取るに当たって、仕様書をどういった内容の製品を発注者として求めるのですよということで、仕様書をつけておりまして、その中で最低限の性能というのはこういうものなのだよという形で一定のレベルのものを業者のほうに求めているということになります。

(富山委員)

LEDなども、自宅でLEDなどきちんとしたメーカーのものはきちんともつのですけれども、価格が安いメイドインジャパンではないようなメーカーのものを安く買って使っていると、すぐにだめになってしまうのですけれども、それは全部日本製を使っているのですか。

(事務局)

製造メーカーについては、国内のメーカーになっております。

(富山委員)

7番と8番の案件なのですが、これも最低制限価格で皆さん入札されて、最終的にくじ引きということなのですけれども、これだと逆に業者の育成につながらないのではないかと思います。いい品質のものをいかに価格を下げてやっていくのかという努力を絶えずしていかなければいけないのに、それをくじ引きですべて45件中44件が決まっていると、これであとはいいよねみたいな感じになってしまうのではないかと思いますので、もう少し高品質で、しかも価格を絶えず下げていくという努力を業者に促すような、モチベーションにつながるようなことを考えたほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

分かりました。今後、検討させていただきます。

(鈴木委員長)

あといかがでしょうか。特にないようであれば、随意契約のほうに移りたいと思います。随意契約の2件について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

随意契約の抽出事案につきまして、説明させていただきます。資料の81ページの抽出事案説明書⑨をご覧ください。

計画整備課所管の工事番号「債計満施2第4号監視制御設備機能増設工事」になります。施工場所は、秋葉区の満願寺浄水場他構内です。契約業者は、株式会社日立製作所新潟支店になります。

令和3年2月24日見積もり合わせを行いまして、3月5日付で契約いたしました。予定価格5,747万円に対しまして、落札金額は5,710万円になりました。落札率は99.36パーセントとなっております。

次の82ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。この工事は、長峰配水場の電気計装設備更新にあわせて、満願寺浄水場の中央監視制御設備の機能増設を行うものです。

83ページが、随意契約を行った理由を記載した随意契約依頼書になります。

この工事は、満願寺浄水場に設置されている既設監視制御設備全体の影響を考慮した機能増設や試験調整を行う必要があり、既存設備の構造や仕組みが分からない他社では難しく、独自の仕様や機能を熟知した技術員が必要となることから、この設備を製作施工した業者と契約いたしました。

この案件は、契約金額が高く、落札率も99.36パーセントと高いとの理由で抽出していただいております。本工事は、機能増設を行うに当たり、既設設備の改造を行う独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費のうち機器費の占める割合が約90パーセントと高いことから、企業努力で入札額を下げることが難しく、他の設備の更新に比べ高額となってしまうと考えています。

84ページに見積通知書、85ページは入札・契約結果詳細、86ページは契約書の写しを付けておりますので、後ほどご確認ください。

抽出案件の最後となりますが、資料の87ページの抽出事案説明書⑩をご覧ください。浄水課所管の工事番号「浄阿施3第2号濃縮槽1号掻寄機駆動部更新工事」になります。施工場所は、江南区の阿賀野川浄水場構内になります。契約業者は、月島機械株式会社水環境事業本部東京支社になります。

令和3年9月10日見積もり合わせを行い、同日付で契約いたしました。

予定価格は4,667万円に対し、落札金額は4,600万円になりました。落札率は98.56パーセントとなっています。

次の88ページには、工事概要を記載しましたのでご覧ください。濃縮槽は、浄水処理過程で生じた汚泥を濃縮処理する施設になります。この搔寄機は、設置から45年以上経過しており、異音等が発生しているため、機器の駆動部の更新を行い、それと同時に据付架台や歩廊手すり、搔寄機の塗装などを行い、設備の長寿命化を図る工事となっています。

89ページが随意契約した理由を記載した随意契約依頼書になります。この工事は、契約業者の独自の技術に基づき、設計、製造されたもので、施工にあたっては、その仕様と機能を熟知した製造業者の技術員が必要であるため、その技術員を派遣できる上記業者と契約いたしました。

この案件は、契約金額、落札率がともに比較的高いためとの理由で抽出していただきました。機器の駆動部の更新だけでなく、搔寄機の機能全体の延命化を図る必要があり、専門性、特殊性が高いとともに、設備規模も大きいことから高額になっております。落札率も、案件⑨で説明したように機器製造部分の価格が、多く占めているため、落札率も高くなっていると考えられます。

次の90ページから91ページにかけては、見積通知書、入札・契約結果詳細になります。また、次の92ページが契約書の写しになりますので、後ほどご覧ください。

一者随契については、随意契約の理由でも触れましたけれども、製造業者独自の技術が必要であり、設計書を作成するに当たっては、契約予定業者から、仮見積書を徴収し、それを基に設計金額を計算することになっております。その中の機器費以外の部分については、水道局では国や県などが示す積算基準に基づいて設計していますけれども、民間事業者では独自のコスト計算に基づき積算する場合があります。結果として、見積額が局の設計金額より高くなる場合があります。そのため、見積もり合わせで、契約予定業者が金額を落として見積書を提出しても、局の設計が、相手の見積もりよりも安く設定しているため、結果的には、落札率が高くなってしまう場合があると推測しております。

また、入札額が高めの場合は、先方と価格交渉を行いますけれども、値引き交渉が難しいケースもあり、やむを得ず落札率が100パーセントに近い高めの落札率となることがあります。

以上で、随意契約の説明を終え、抽出案件の説明を終了させていただきます。

(鈴木委員長)

ただいまご説明ありました随意契約の2件についてご質問等ございますでしょうか。

(大野委員)

9番と10番、両方とも随意契約依頼書というものを83ページと89ページにつけていただいたのですが、依頼書というのはよく分からないのですが、依頼というのはだれに対して依頼しているのかということ、最終的な決定者というのはだれになるのかということが一点。そもそも論で申し訳ないのですが、技術的に日立とかでないといけないということが、地方公営企業法第21条の14第1項の2号に該当するとなっているのですが、本当に2号に該当するとしていいのかということが疑問というか。2号に該当するのだよということをどうやって担保するのか。ひょっとしたら、もしかしたら、この2号はもっと違う意味ではないかということもあるのですが、そういうところを例えば、公営企業の監督官庁に確認するとか、あるいは他県や他市などの事例を見るとか、そういうところで研究というか、検討をなされていますか。心配しすぎかもしれないのですが、そのところが気になるので、その2点をお聞きします。

(事務局)

一つ目のどこに対して依頼しているかというところは、工事の所管課が入札するにあたっての要件等を審査する請負工事等入札参加資格要件等審査委員会というところがあり、そこに依頼する書類になります。その審査会は、随意契約してもいいのかとか、一般競争につきましても、こういうランクで、こういう条件で発注をしてもいいかななどを審査し、月に2回ほど開催しています

2点目の2号がいいかどうかということにつきましては、所管官庁等に聞いてはいたないのでありますが、地方公営企業法の逐条解説などを参考に、こういうケースは2号に該当するようなので、2号を使用しています。

(大野委員)

次回の委員会でいいのですが、逐条解決なども資料につけていただくと、我々も納得しやすいかと思います。

(事務局)

分かりました。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。

(富山委員)

昨日、新潟県との懇談会がありまして、そこで新潟県は半分が随意契約で、もっと民間の視点を入れて、本当に随意契約が適切なのかということを見直していかなくてはいけないのかという意見が出ていたのですが、水道局の場合は技術が特殊ですので、随意契約は

適切だとは思いますが、今一度、ゼロベースで見直していただいて、本当に随意契約が適切なのかという視点で捉える必要があるのかと思います。

(事務局)

一応、私どものほうでも、競争入札が原則になっていますので、こういう機械の特殊な部分、その業者でしか施工できない部分があるものについては、一者随意契約を結びますけれども、それ以外の部分については、できるだけ競争性を発揮するため、競争入札をするようには努力しているところです。

(鈴木委員長)

あとはご質問等ございますでしょうか。特になければ、以上で本日、予定していた案件の審議をすべて終了といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局から、何かご報告する事案等はございますでしょうか。

(事務局)

特にご報告することはございません。

(鈴木委員長)

本日の議事は以上となります。ご協力、ありがとうございました。

本日、対象といたしました10個の案件については特に問題ないということで、確認させていただきました。どうもありがとうございました。私からは以上でございます。事務局へお返しいたします。

(事務局)

鈴木委員長はじめ、委員の皆様、長時間にわたり、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了したいと思います。

次回、令和4年度前期定例会議は、7月から8月にかけて予定しております。新年度に入りましたら、日程調整のご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日、これもちまして、会議を終了させていただきます。本日は、皆様、どうもありがとうございました。